

提案された中絶が要援護成年者に実施されることを公的後見人代表が知った場合、かれは以下の事を行う。

- ・地域マネージャーと公的後見人に連絡する。
- ・相談および／あるいは忠告を求める要請をすべて地域マネージャーに委託する。公的後見人のオフィスが集めた情報リスト（上記に説明）は要請があれば提供される。
- ・地域マネージャーあるいは公的後見人に要請された情報を集める。

要援護成年者が反対している、あるいは後見人が要援護成年法のセクション11がカナダ犯罪法規を侵していると信じる十分な理由がない限り、公的後見人のオフィスは、介入を行わない。

IV-3-33 ヘルスケア（レベルを下げたケア）

関連法規:

成年者援護法 第10条(2h)

犯罪コード, 第14条, 第45条, 第197条, 第199条, 第202条, 第203条, 第205条, 第209条, 第224条, 第243.2条

看護職法規定 第2条

家庭看護法 第21条

看護職法 第103条

注意：ここでいう「レベルを下げた」という表現には、「規則がない」「蘇生は行わない」「CPRはない」「症状緩和のためのケア」「大きい処置はしない」「慰謝とケア」などということが含まれるが、それに限定されるわけではない。

公的後見人が要援護成人の後見人であり、要援護成人の最良の利益となるヘルスケアに同意する権利・権限を認められてきた場合、以下の事は公的後見人の仕事となる。

- ・要援護成人が命に関わる症状にある場合、延命のために入手できる資源と技術はすべて使われるが、公的後見人がケアのレベルを下げる事に同意した場合は別である。
- ・レベルを下げたケアを求める医師は、カナダ看護協会・カナダ医学協会・カナダ病院

協会の共同声明のうち、規範、実施法、患者のケアに関わるセクションを熟読しておかなければならない。

・最初の同意は、3か月以上は継続を認められない。

I. 緊急事態が起き、医師がレベルを下げたケアへの同意を、順向要請として求める場合、公的後見人代表は次の事をする。

A. 可能な場合、要援護成年者を訪ねる。

B. 最低限でも下記のものを含め、必要な情報書類を集める。

- 1 問題になっている診断書と説明。同意の要請の理由となったもの。
- 2 レベルを下げたケアが要求されている患者の、診断の対象になった症状の予後
- 3 リハビリ活動が予後に影響したかどうかおよび、予後に影響するであろう程度。
- 4 同意に含まれている特定の手続き、および通常は提供されるが、現在は医師の同意要請に含まれていない手続き／治療。
- 5 診断を受けた症状を（部分的に或いは全体として）治療・改善する／治療・改善の可能性がある、他の手続き
- 6 要援護成年者が心臓あるいは呼吸停止、およびCPRの?? を経験する可能性
- 7 要援護成年者のケアと治療に関わっていない第二の医師（セカンド・フィジシャン）が、診断と予後を確認したか。している場合には、その医師の氏名。
- 8 彼が同意を有効にしておきたいと考える期間。
- 9 彼が診断と予後を再評価する頻度。
- 10 同意が求められている手続きを確実に実行するための手段。この同意は、要援護成年者の予後が好転しても、差し控えや取り消しを受けない。
- 11 同意が求められていた手続きが実行／継続された場合、要援護成年者のライフスタイルや生活の質の潜在的影響／変化。
- 12 要援護成年者が生き残り、同意が求められていた手続きが実行／継続されなかった場合、ライフスタイルや生活の質の潜在的影響／変化。

- 13 施設が倫理委員会を持っているかどうか、その委員会が本件を検討したかどうか。もし委員会が存在し検討を行っている場合は、結果を聞く事（出来れば、委員会の審議書と提案を一部求めること）。
- C. 要援護成年者からの情報を、少なくとも以下のものを含めて、集める。
- ・レベルを下げたケアを受ける事に関し、要援護成年者の現在の意見
 - ・レベルを下げたケアを受ける事に関し、要援護成年者の文書化された見解
- D. 第二の医者（セカンド・フィジシャン）から、必要な情報を集める。
同意を求めている医者が、相談した医師の名前を告げ、また公的後見人代表（および公的後見人マネージャー）が、自信を持って提案を行い得ない場合、セカンド・フィジシャンと連絡を取り、Aのうち少なくとも#1, #2, #3, #4, #5, #10の質問をする。
- E. 要援護成年者の家族からの情報を、少なくとも以下のものを含めて、集める。
- ・レベルを下げたケアについて、彼等の意見
 - ・同じ状況でレベルを下げたケアを受ける事についての、要援護成年者の現在あるいは過去の意見に関する情報
- F. もし入手出来れば、レベルを下げたケアについての、要援護成年者の介護者からの情報を集める。
- ・レベルを下げたケアを受ける事について、介護者の過去と現在の意見
 - ・介護者がリハビリ活動に参加している程度（参加の結果、重要で積極的な影響が生まれている場合のみ）
- G. 公的後見人マネージャーへの提出
レベルを下げたケアへの同意を求めるすべての申請は、公的後見人マネージャーに、提案書をつけて提出される。これは通常、レベルを下げたケアについての書類（サンプルワンを参照）に記載される。公的後見人マネージャーは以下の事をする。
- ・報告を検討し、情報を得た上での決定（インフォームド・ディシジョン）に十分な情報が載っている事を確認する。
 - ・さらに多くの情報が必要な場合、どんなものが提案されるか。

- ・公的後見人がインフォームド・ディシジョンをするのに十分な情報があると、公的後見人マネージャーが認めた場合、公的後見人に連絡を取る。公的後見人はすべての情報および、公的後見人代表と公的後見人マネージャーの提案書も受け取る。

H 公的後見人への提出

公的後見人代表および／あるいは公的後見人マネージャーが提供する情報を受け取り、公的後見人が決定を下す。

I 正式文書

公的後見人のもとに要請を提出する公的後見人代表は、集められた情報および提案について、手書き／タイプの完璧な報告を作り、請求された署名のために提供する。それが不可能な場合は、決定がなされてから休日を除いて二日以内に、この報告が公的後見人に与えられる。

J 同意のために夜あるいは週末が選ばれた場合、あるいは代表やマネージャーからの委託が公的後見者に対して直接なされた場合には、委託オフィスが上記の書類処理を行う。

K 治療施設が、公的後見人からの直接の同意を求める場合、公的後見人は書類への書き込みをすませ、一部を適当な地域のオフィスに提供する。

II 医師が、緊急事態において、レベルを下げたケアへの同意を求める場合、公的後見人代表は次の事をする。

A. このマニュアルの I-A 項に特定されている情報を医師から集める。

B. 公的後見人マネージャー、あるいは公的後見人に、出来ればこのマニュアルの I-F 項に特定されている情報を提供する。返答は口答でなされて後、文書化される。

C. このマニュアルの I-H 項に特定されている正式書類に書き込む。

III. レベルを下げたケアに同意がなされ、同意の期限がつきると、公的後見人代表は次の事をする。

A. レベルを下げたケアへの同意がいまだに求められているかどうか、医師の考えを確認する。

- ・もし求められていない場合は、医師に対し、すべてのケア提供者に同意の終結を確実に知らせよう、また公的後見人マネージャーと公的後見人には書面で同意の終

了を伝えるよう、要求する。

- ・もし求められている場合は、I-Aに概略が示されるとおり、医師から渡された必要な情報書類に書き込みをする。

B. 同意が求められている場合、公的後見人マネージャーに、提案書を添えた情報書類を渡す。

- ・最初の同意がなされた状況が変わっていない場合、公的後見人マネージャーは、同意を90日まで延長することを認められる。更新メモ1通が、公的後見人まで転送される。
- ・少なくとも2件の連続同意（合計少なくとも150日）の後、最初の同意が認められた状況が好転しておらず、今後も好転がないと思える（つまり、症状が慢性化している）場合、公的後見人マネージャーは、さらに365日の同意を与える事が出来る。更新メモ1通が公的後見人へ転送される。公的後見人代表は、公的後見人マネージャーに対し、同意期間の途中の（つまり6か月たった時点での）状況検討を提供する。
- ・完全な検討書（上記I, IIのとおり）は、同意から最初の1年がたった日、あるいはそれ以前になされ、以後は1年置きになされる。公的後見人代表は、公的後見人マネージャーに、同意期間の間、6か月ごとに、状況の検討を提供する。
- ・最初の同意が認められた症状が変わった場合は、新たな同意要求として事を進める

IV-3-36 日常生活に関する決定

関連法規:

成年者援護法, 第10(2i)条, 第11条

公的後見人が要援護成年者の後見人であり、食餌、衣服をふくむ通常の日常生活に関する決定を、要援護成年者によって行う権利・権限を認められてきた場合、公的後見人代表は、こうした決定を行う事が出来る。公的後見人代表は、CHAPTER IV, SECTION 3, TOPIC 1に概略を示してある「決定ガイドライン」を利用出来る。

サンプル

チャプターIV, セクションIII, トピック29

一般的ヘルスケア

I.

要援護成年者の身元

氏名

住所

生年月日

III.

私は、---の医師とスタッフ、また主治医に要請を受けた他の施設の医師に、上記の症状について主治医に指示された定期的検査、手続き、治療を実施する権利を認め許可を与えます。また

II. 症状：(各症状の概括的説明。

問題の深刻さ、予期される長さ、長期の目的、代替治療)

---の全体的な健康を保つために要求される普通の治療を認めます。

治療に大きな変化がある場合は、実施に先立って私に同意が求められるものと理解しています。

投薬や治療の変化が、本同意の範疇を越える重要性を持つと、治療者が判断した場合、彼は責任を持って後見人に連絡するものとします。

この同意の範疇を越えるのは：

1. 外科手術
2. 歯科手術
3. 電気痙攣による治療
4. 行動修正
5. 催眠
6. 全身麻酔を使用した何らかの手続き
7. 何らかの普通でない手続き

IV. 治療の手順を法的後見人に説明している人物の身元

氏名： 地位：

V. 法的後見人署名

同意の日付

同意再検討の日付

サンプル

チャプター I V, セクション 3、トピック 3 0

特定のヘルスケア同意手続き

日付

要援護成年者

D. O. B.

現在の問題

提案されている治療

代替治療

要援護成年者の信条と価値観 (分かれば)

アレルギーほか、考慮すべき特定の健康上の問題 (心臓の症状、糖尿病、癲癇等)

検査結果

その他の情報

上記の情報を提供した人物の名前と地位 (RN, MDなど)

日付

代表者署名

地域マネージャー署名

チャプターⅣ，セクションⅢⅢ，トピック33

レベルを下げたケアへの同意：

要援護成年者：

日付：

年齢：

Rep：

1. 背景の情報

現在の配置：

期間：

以前の配置：

期間：

医師：

期間：

家族：

氏名：

関係：

住所：

電話番号：

職業：

(以下3人分の欄がある)

Ⅱ. 現在の状況

診断：

他の症状：

価値観と信条：

Ⅲ.

レベルを下げたケアを必要としている現在の問題あるいは症状：

Ⅳ.

リハビリテーションへの参加が、治療結果および要援護成年者の参加能力/可能性にどの程度の影響を与え得るか。

心臓あるいは呼吸障害の可能性

CPRの関係

倫理委員会の関わり

症状の性質 (末期的、回復不能、不明)

意識レベル

生命の兆候 (安定、不安定)

過去6か月の機能レベル

V. 治療の選択肢

1. (選択肢)

リスク

利益

この介入により、あるいは介入なしに、期待出来る生命の質

この介入により、あるいは介入なしに、期待出来る寿命

以下、2、3と内容は同じ。

VI. 情報のソース

医師：

提案

介護者

提案

家族

提案

会議（開かれた／開かれなかった）

日付

提案

VII. 提案された治療計画

VII. 認可

（認可する／認可しない）

認可日付

認可の場合、再検討の日付

提案の条件

署名

公的後見人代表

公的後見人マネージャー

公的後見人

サンプル

（個別的ヘルスケア同意手続き）

日付

要援護成人者

現在の問題

提案されている治療

代替治療

信念あるいは価値観（わかる場合）

アレルギー、特別な健康上の問題（心臓の状態、など考慮すべきもの）

医療検査結果

付加的情報

上記情報の提供をした人物の名前と役職

代表者サイン

法的マネージャーサイン

サンプル

(個別的ヘルスケア同意手続き)

日付

要援護成人者

現在の問題

提案されている治療

代替治療

信念あるいは価値観 (わかる場合)

アレルギー、特別な健康上の問題 (心臓の状態、など考慮すべきもの)

医療検査結果

付加的情報

上記情報の提供をした人物の名前と役職

代表者サイン

法的マネージャーサイン

IV- 3-37 制限の方法（一般）

関係法規:

成年者援護法 第 11 条(c)

本法の第 11 条は要援護成人本人に制限を課さなければならない場合は可能な限り制限が最小となるような方法をとらなければならないと定めています。

公的後見人事務所は、制限手段を全面的に支持するものではありません。しかし、その手段を取ることが、一定の場合には本人にとって最良の福利となることがあり得ることは認めます。そのような手段が予め規定された条件にそって用いられる場合、公的後見人事務所は次のことを確認しなければなりません。

即ち、

- ・その制限手段を用いようとする機関は、「予め公的後見人の同意を得ておく ことが必要であること」を知悉していること。
- ・そのような制限手段が緊急の必要性によって用いられた場合、公的後見人事務所は、その手続きをとった機関がその詳細な報告書を担当の公的後見人に できるだけ速やかに且つ確実に提出すること。

制限手段が計画に従って用いられる場合

公的後見人は、制限手段が実際に用いられる前にその使用に対する同意を与えなければなりません。そして、その手段が予め定められた一定のルールに従って用いられるよう機関に対して要請しなければなりません。公的後見人が前から予定されていた制限手段に同意する場合でも、それに先立って次のような諸事項を考慮する必要があります。

1. 抑制及び（または）制限的手段は、その人個人に対して特に工夫されたものであること
2. その手段は、その成人にとってできるだけ安全性と快適性を確保できるよう配慮されたものであること。
3. 抑制のための用具（器具）を用いる場合は、その人の皮膚に柔らかく触れ、刺激を与えないもののみとすること。
4. 抑制の用具は見た目にも偏見を生じさせることが最小で且つ問題点を強調するようなものであってはならないこと。
5. 抑制のための締め具は紐よりはジッパーや大きなホックが望ましいこと。
6. よりいっそう制限的な手段に変更する場合は、事前に公的後見人に報告し、同意を得

なければならないこと。

7. どんなものであれ抑制具を用いる場合には、本人の安全性とその福祉を確保するため、特別の且つ頻回の点検をしなければならないこと。
8. 抑制具が必要な場合は、その手段は、一定期間経過の後、それが外され且つ一定の手続きをふまなければならないこと。
9. 承認された抑制具はそれらが特に安全確保のために認められたものでない限り（例えば、車椅子のシートベルト等のように）、諸活動への参加を制限するような場合は外す必要があること。
10. 制限手続きに関する倫理委員会がある場合は、公的後見人が同意するに先立って委員会の承認が必要であること。
11. 被後見人（本人）に対しては、その行動（行為）によっては制限手段がとられるかもしれないということを、可能な限り、前もって説明が与えられなければならないこと。
12. 抑制や拘束の手段は適切な訓練を受けた心理職や医師によって計画され、承認されたものでなければならないこと。
また、その実行は適切な訓練を受けた心理職や医師の監督下でなされなければならないこと。

IV-3-38 制限の手段（抑制）

関係法規:

成年者援護法 第11条

手続きに同意が必要とされ、IV-3-37 またはその他の特別手続きに規定された基準に合致する場合は、公的後見人は次のような制限手段を承認することができます。

A. 器具による（機械的）身体の抑制

- ・ 定義：物あるいは家具等（椅子、車椅子、ベッド等）に対して本人の安全を図るために本人の動きを抑制するよう考案されたすべての方法
- ・ 通常の目的：身体的な問題があるために、本人が転倒したり危険に陥ったりするかもしれない場合に、本人の安全を確保するため

B. 車椅子のブレーキ

- ・定義：本人がその場を自由に動きまわることができない場合に、車椅子の車を動かないようにするすべての方法
- ・通常の目的：車椅子のブレーキはそれを避けられない他人に接触しそうなったり、危険な状態に陥りそうな時に必要となる可能性がある。車椅子のブレーキがそのような接触を避けるために用いられる場合は制限手段と考えられる。しかし、交通手段として車椅子の動きを制限するためにブレーキを用いる場合は制限手段とは見なされない。さらに、車椅子のブレーキが制限手段とみなされるのは、次の場合だけである。即ち、本人には身体的能力があり、且つ/または、ブレーキを解除したいと欲しているが、そうすることが禁止されている場合である。

追加基準：本人の体位は、刺激を与えるため少なくとも1時間に1回変えなければならない。

C.肩の固定

- ・定義：肩から胸部を保護し、上腕に対して前腕が適正な角度を保持できるように前腕を支えることで肩の動きを制限すべく考案された特別な方法
- ・通常の目的：本人の肩の動きを制限せざるを得ない医学的状態(肩のひき違い、首の骨折、肩の外れ等)への対処

D.手首の抑制

- ・定義：どんな方向であれ、本人の腕の動きを6インチ以内に抑えるあらゆる方法。これには通常ベッドや椅子に付属するリストバンドや紐も含まれる。
- ・通常の目的：動きが自由な場合の自傷行為の防止

E.腕の抑制

- ・定義：腕の動きを制限するすべての方法
- ・通常の目的：自傷行為の防止

F.手の抑制

- ・定義：ミットや詰め物をした手袋、布製などの手及び指の動きを制限するすべての方法

- ・ 通常の目的：深刻な自傷行為、他害行為（他人をひっかく、小突くなど）の防止

特別基準：手の抑制は、食事、啓発プログラム、睡眠、その他介護するスタッフが
いる場合には用いられるべきではない。

G.ヘルメット

- ・ 定義：市販品であれオーダーメイドであれ、本人の頭部を保護するすべての方法
- ・ 通常の目的：自傷行為から保護するためにヘルメットを用いる場合は制限的なものと見なされる。しかし、癲癇や身体的な理由で頻回に転倒するような人に用いられる場合は制限とは見なされない。

H.抑制衣

- ・ 定義：足が出るか否かは問わないが、普通は後ろ開きとなっているつなぎの服
- ・ 通常の目的：ふだん、服を着ようとする人への対策

I. 口部の保護

- ・ 定義：顎や口のあたりを覆う、ヘルメットに付属している保護の方法
- ・ 通常の目的：自傷、他人を嘔む、異物の飲食の防止
この方法は、癲癇や身体的条件により頻回に転倒するような人に用いる場合は制限とは見なされない。

J.身体のコントロール

- ・ 定義：ある行動を制限したり、必要な行動をさせるためにスタッフがその手をとって強制するすべての場合
- ・ 通常の目的：自分で動きをきちんとコントロールできない人の身体をコントロールする。本人の日常生活技術（歯磨き、食事、入浴等）を援助したり、行動を広げる（散歩等）ためのものは制限手続きとは見なされない。

K. ベッドサイド

- ・ 定義：本人が自由意志でベッドを離れようとする時にそれを制限するすべての方法、ベッドの脇や端についている器具、その他の物

- ・通常の目的：就寝中コントロールできない状態の人やベッドから出て自分を傷つけ
そうな混乱状態にある人の安全のため

L. PRN 投薬

- ・定義：特殊な望ましくない行動を終結させるためのすべての PRN 投薬
- ・通常の目的：他の社会的手続きが試された後に、本人のコントロールを得るため

IV-3-39 制限の手段（隔離）

関係法規：

成年者援護法 第 11 条 (e)

定義：隔離とは本人の自傷、他害、対物破壊の危険を最小限にするため、施錠の有無に関わらず、本人が監禁されることである。注意：隔離と中休み (time-out) は同義語ではありません (IV-3-40 参照)。隔離には治療的意図は皆無です。

通常の目的：自傷、他害、対物破壊のできない状況でその人に自分の行動へのコントロールを得させること

隔離に対しては、望ましくない行動に対処する処置として同意が与えられてはなりません。隔離は自分、他者、物に対する破壊行動の緊急手段として同意が与えられるべきものです。隔離に対する同意が与えられるに先立って、公的後見人代理補は次の条件を充足しているか否かを確認する必要があります。

a) 下記の環境条件を満たしているか

- ・通常の室温であるか
- ・室内の明るさ、換気は適切か
- ・室内の安全性、健全性は大丈夫か
- ・観察のための窓や開口はあるか
- ・室の広さは少なくとも 4'×6' (フィート? ----120 × 180 cm ?) で、天井は普通の高さか
- ・もし、施錠される場合は、火気規制は大丈夫か

b) 本人は衣服を着けていなければならない

- c) 本人はベッドやマットレスその他適切な寝具を剥奪されてはならない
- d) 本人は食べ物を剥奪されたり、入浴を禁止されたりしてはならない
- e) 本人は5分おきに観察され且つそれが報告されなければならない
- f) 隔離の決定には専門の責任ある管理職が関与しなければならない
- g) 隔離に至る不祥事については、詳細な報告書が必要であり、公的後見人代理補にはそのコピーが提出されなければならない。

隔離が通常の処遇としてなされる場合は、公的後見人代理補は公式の処遇手続きを確立するよう要請しなければならない。

IV-3-40 制限の手段 (罰)

関係法規:

成年者援護法 第11条(c)

罰を加える上での必要な手段には2通りあります。

提示によるものと除去によるものです。提示による罰は、反応に対する褒賞・恩典(特権)の喪失とすることもできます。

1 除去による罰

定義：除去による罰は、そこにある物を取り除いたり、その人の行動を止めさせたり、予め決められた特定の行動をしてよい、という恩典を剥奪する過程に関係するものである。この手段には適切な行動への強化(褒賞)も含まれる。

通常目的：頻発する不適切な行動をなくしていくと共に、それに代わり得る適切な行動をふやしていくこと。

除去による罰を実行するに先立って公的後見人代理補は次の条件を満たしているか否かを確認しなければなりません。

- a) 本人の強化目録や強化計画が、十分にその人の反応の効果を高めること。
- b) 剥奪された項目や恩典や行動が、不適切な行動に見合うものであり、且つ本人の到達目目標を考慮したものであること。 The service provides show review the dependent adults' history with reinforcement and response cost losses, in making the loss commensurate. (この部

分意味が取れなかった 中井)

- c) 心身及び精神の健康を増進する活動の剥奪は、現有の利点を勘案して慎重になされなければならないが、より損失利益の少ない剥奪には効果がないという決定の後に、はじめで同意を与えられなければならないこと
- d) 特定の適切な行動を示すことで、失われた特典等を本人が再取得できるという見通しがないこと
- e) 剥奪される特典等のタイプや喪失の期間は個々人を基盤にして決められなければならないこと
- f) 焦点となっている不適切な行動があった場合、できるだけ速やかにそれを止め、あるいはそのことを認識できるように、きちんとした説明がその場でなされなければならないこと。
- g) この方法を使用するに先立って、あらゆる偶発性を、考えておく必要があること。
- h) 褒賞・再強化するものが除去される場合は、具体的に且ついかなる脅しもない態度でその場できちんと説明されねばならないこと。

2 提示による罰

定義：提示による罰とは、減失させたい不適切な行動があった場合になされる不快な感覚刺激（例えば触覚、嗅覚、聴覚、味覚、視覚）の提示に係るものである。

この方法にはその行動の対極にある望ましい適切な行動に対しての再強化も含まれていないわけではなりません。

通常目的：特定の不適切な行動の頻度を減少させると共に、それに代わる適切な行動を増やしたり開発したりすること

提示による罰を与える手続きへの同意は公的後見人代理か後見人のみが与えることができます。

公的後見人代理補は次の条件が充足されていることを確認しなければなりません。

- a) その方法に関して身体的医学的な見地から医師の合意があること
- b) その方法の計画や実施については、その方法の実施の訓練を受けた有資格の心理士或は医師がその責任において且つその監督下でなされること
- c) その方法は、特別に訓練を受けた指定された人だけが実施できること
- d) 特定のデータは定期的にまた、いつでも入手できること

- e) 提示による罰を実施するに先立って、制限や侵害のより少ない方法では効果がないことが証明されなければならないこと
- f) その不適切な行動に対峙する望ましい行動が何であるのかが確認されていること。このような望ましい行動があった場合には再強化褒賞されなければならないこと
- g) 予め決められた計画に従って、本人が選択できる褒賞のリストが用意されていないこと

IV-3-41 制限の手段（過剰矯正）

関連法規:

成年者援護法, 第 11 条(c)

過剰矯正の方法には二つのタイプがあります。

積極的矯正方法と回復的矯正法で、両者は別々に扱われなければなりません。

1 積極的方法

定義：積極的過剰矯正は正しくない行為があった場合に（同じ反応をすることで）正しい行為をさせるようにすること。（即ちふさわしい状況でその行為をするようにさせること）

通常目的：ふさわしい場でその行為ができるようにすること

この方法をとるに先立って、公的後見人代理補は次の条件を充足していることを確認しなければなりません。

- a) この方法は本人が当該行為をふさわしい場でおこなったときには褒賞されることも含んでいること
- b) この方法は本人が攻撃的になることなく、正しい行為をするだけの冷静さを取り戻した後にのみ実行されること
- c) この方法はスタッフが一人だけで行うこと
- d) この方法は場にふさわしい同一の行為で組み立てられていること
- e) この方法を実行するには言語的・身体的支援は最小限のものであること
- f) 特定のデータが定期的に、またいつでも入手できること

2 回復的矯正方法

定義：この方法はその人の不適切な行為のため猥雑になった状態を「よりマシな状態に」修復させることで、ふさわしくない行為を矯正するものである。

通常の目的：その人のふさわしくない行為のために周囲に迷惑を及ぼす場合その行為を減少させること

この方法をとることに合意を与えるに先立ち公的後見人代理補は前出積極的矯正の b) c) d) 及び次の条項を充足していることを確認しなければなりません。

a) この方法は、同じ状況で、そのふさわしくない行為と対極にある望ましい行為をした場合には褒賞されることをも含んでいること。

b) この方法には修復の作業が幅広く含まれていること

IV-3-42 制限の手段方法（必要的休息）

定義：必要的休息は特別な行動をとった本人に対する強制的休息（絶対的に必要な休息）のことである。特別な行動の典型としては、暴力的攻撃的行動へと発展していく一連の行動の初期行動である。休息は通常、長椅子やベッドにすぐつれていき、静まるまで一定時間そこにとどめておくことである。

通常の目的：放っておけばふつうなら攻撃的行動に発展する行動を自力でコントロールする機会を本人に与えることで、攻撃的行動を未然に防ぐこと

「必要的休息」の手段をとるに先立って公的後見人代理補は次の条件が充足されていることを確認しなければならない。

a) データは少なくとも毎週心理士によって検討されること。この検討が必要なのは、もし、この方法が不適切な計画のもとで不適切に行われると、望ましくない行動を強化する危険性があるからである。

b) 休息の場は刺激が最小であること且つ施錠されてはならないこと

c) 予定時間は15分を超えてはならないこと

d) この方法には、本人が一連の攻撃的行動に発展する状況で、その対極にある望ましい行動をとった場合に褒賞することも含まれていること